

法令等にて使用が禁止されている物質について、部品・材料への含有禁止遵守の御願い

2009.2.16版

キヤノングリーン調達基準において含有禁止されている物質以外にも、法令等でその使用が禁止・制限されている物質があります(一部グリーン調達基準に掲載されている物質も含まれますがご了承下さい)。弊社に納入頂く部品・材料において、これらの物質の意図的含有を禁止させて頂きます。

下記一覧にある『ニスカ納入品への含有禁止物質』について、弊社へ納入する部品への意図的含有の禁止を御願い致します。

仮に含有が確認された場合には、大至急ご連絡を御願いたします。

なお、これらの物質については、基本的には部品・材料毎の調査は実施致しません。ただし必要に応じて情報提供を御願することが座いますが、ご協力を宜しく御願い致します。

【ニスカ納入品への含有禁止物質】

No.	CAS	有害物質区分 または 物質名	備考
1	—	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律で定める特定物質(施行令別表)	http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/domestic_sekorei.html
2	—	化審法 第一種特定化学物質(施行令第一条)及び第二種特定化学物質(施行令第一条の二)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S49/S49SE202.html
3	—	労働安全衛生法施行令の製造等が禁止される有害物等(施行令第十六条)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47SE318.html
4	—	特定化学物質等障害予防規則で定める第一類物質(労働安全衛生法施行令 別表第三第(一)号に定める物質)	http://www.iaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-29-m-0.htm
5	—	水質汚濁防止法の健康項目(施行令第二条 カドミウム等の物質)のうち揮発性有機化合物及び農薬類とPCB	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46SE188.html
6	—	オゾン層保護法で定める特定物質(施行令第一条 別表)及び指定特定物質(施行令第三条)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06SE308.html
7	—	大気汚染防止法の特定粉じん(施行令第二条の四)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S43/S43SE329.html
8	—	地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス(第二条)のうちPFCs(パーフルオロカーボン)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン)、SF6(六ふっ化硫黄)、N2O(一酸化二窒素)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO117.html
9	—	毒物及び劇物取締法の毒物で定める無機シアン化合物(毒物及び劇物指定令第一条八)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40SE002.html
10	1746-01-6他	ダイオキシン類	EU指令等
11	81161-70-8	モノメチルジクロロジフェニルメタン	EU指令等
12	99688-47-8	モノメチルジプロモジフェニルメタン(DBBT)	EU指令等
13	76253-60-6	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	EU指令等
14	75113-37-0	ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン(DBB)	EU指令等
15	87-86-5	ペンタクロロフェノール	EU指令等
16		耐火セラミック繊維	EU WEEE指令